

補論 3

安全保障貿易管理

安全保障貿易管理については、冷戦終結後、大量破壊兵器等の拡散や通常兵器の過剰な蓄積等を防止する観点から、これまで、国際輸出管理レジームや国際連合安全保障理事会決議等に基づき、国際的な協調下で実施してきた。また、近年、各国で安全保障貿易管理に関して新たな措置を導入する動きもあり、貿易・投資環境に与える影響等についても注目されている。こうした背景を踏まえ、本補論では、貿易管理の大枠の考え方や、日本の安全保障貿易管理制度についての概略を述べる。

1. 外為法と国際輸出管理レジーム

(1) 安全保障貿易管理の概要

安全保障貿易管理は、国際的な平和及び安全の維持の観点から、大量破壊兵器等の拡散防止や通常兵器の過剰な蓄積を防止するために、国際的な輸出管理の枠組みや関係条約に基づき、厳格な輸出管理を行うことを目的としている。

例えば、先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化するおそれがある。そのため、各国は、武器や軍事転用可能な貨物や技術が懸念活動を行うおそれのある国家やテロリスト等に渡ることを防ぐための輸出管理を行っている。

また、大量破壊兵器等を規制する核兵器不拡散条約（NPT）、生物兵器禁止条約（BCW）及び化学兵器禁止条約（CWC）に加え、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）により、大量破壊兵器等及び通常兵器並びにそれらの開発等に用いられる技術や汎用品等の輸出の管理が推進されている。このような国際輸出管理レジームには、核爆発装置の開発に寄与しうる機材・技術の移転の規制を目的とする原子力供給国グループ（NSG）、生物・化学兵器の不拡散を目的とするオーストラリア・グループ（A

G）、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出の規制を目的とするミサイル技術管理レジーム（MTCR）、通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転の規制を目的とするワッセナー・アレンジメント（WA）がある。

(2) 日本における安全保障貿易管理

我が国の安全保障貿易管理は、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すことを目的として、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき実施している。

具体的には、外為法第48条第1項において、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならないとされている。また、外為法第25条第1項において、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする

取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならないとされているとともに、同条第3項において、第1項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、特定国を仕向地とする特定技術が記録された媒体等の輸出や特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課すことができることとされている。

具体的な規制品目・技術については、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に定められているが、これらは国際輸出管理レジームにおいて輸出管理の対

象とすることに合意されたものを反映している。すなわち、NSG、AG、MTCR、WAの各会合における毎年の合意事項に基づき、我が国の規制対象品目・技術を見直しているものである。

規制方法や許可基準の大枠については、輸出管理レジームに定めがある場合もある。例えば、原子力専用品（NSGパート1品目）を非核兵器国に輸出する際には、原則として、輸入国政府がIAEAとの間で包括的保障措置協定を発効させていることを条件に行われることとされている。

一方、各参加国における規制は、各国の裁量の下に実施されるものとされており、我が国においては、前述した外為法の法目的に照らし、制度設計・運用を実施している。

<参考>

4つの国際輸出管理レジーム

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象 品目・技術	<u>(1) 原子力専用品</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント <u>(2) 原子力関連汎用品</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人航空機</u> <u>(2) 小型のミサイル・無人航空機、関連機材</u>	<u>(1) 武器</u> <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	48カ国	42カ国+EU	35カ国	42カ国

